

薬物の危険は知らないうちに身近に迫っています

近年、大学生の間にも覚せい剤、大麻、危険ドラッグといった「薬物」の乱用が拡がっています。「危険ドラッグ」の中には、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」と称し、あたかも安全で合法であるかのように販売されているものや、「ハーブ」「お香」「バスソルト」「アロマ」と偽って販売されているものがあります。しかし実際には覚醒剤や大麻などと同様、またはそれ以上に危険な成分が含まれており、極めて危険で違法な薬物です。

薬物は、使用や売買だけでなく、所持することも違法になります。また、大学としても退学をはじめ厳しい処分を課すことになります。

薬物の使用はたった1回であっても体や心に取り返しのつかないダメージを残します。
「合法」や「安全」といった言葉を信用せず、甘い言葉で勧められてもきっぱりと断りましょう。

海外においても注意が必要です。海外研修・旅行等での渡航先において「この国(州)では合法だから大丈夫」というような誘惑があっても、決して使用・所持してはいけません。

中京大学の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」です。また、建学の精神を守っていく不变の価値観として「ルールを守る」「ベストを尽くす」「チームワークをつくる」「相手に敬意を持つ」という四大綱を示しています。

今一度、この建学の精神や四大綱に立ち返り、責任と自覚を持った行動をしてください。

中京大学長 梅村 清英

薬物乱用 ダメ！ゼッタイ！



薬事法の指定薬物は、平成26年4月1日から所持・使用・譲り受けが禁止されます！！
製造・輸入・販売・授与も禁止です！！

指定薬物は、持っていたり、使ったりするだけで、逮捕されることがあります。
(3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金)

店舗やインターネット上で「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称する商品が販売されています。

こうした商品を使用した人が、意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難等の健康被害を引き起こすだけでなく、重大な交通事故等の二次的な犯罪を誘発しています。また、麻薬、大麻、指定薬物、あるいはこれらの薬物と同じ作用を有する成分を含む商品も多く、大変危険ですので絶対に手を出さないでください。

嘔吐・痙攣



※商品の写真は指定薬物などの成分が検出された商品例です。



愛知県警察

NO ! 「危険ドラッグ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件が多発しています。

これら商品は、覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険です。また、合法と称して販売する商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。

合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名:「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名:MDPV」が検出され、
麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的
共同所持)で検挙されたもの



商品名:「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名:4FMP」が検出
され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙
されたもの



商品名:「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名:APICA」等が検出
され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙さ
れたもの

指定薬物の取締強化 ～薬事法の一部改正 平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、
その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止
され、違反した場合には罰則が科されます。